

改正案	現行
<p>平成二十三年度の献血の推進に関する計画</p> <p>本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十條第一項の規定に基づき定める平成二十三年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第三百二十六号）に基づくものである。</p> <p>第一 平成二十三年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <p>平成二十三年度に必要なと見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤〇・〇二万リットル、赤血球製剤五十四万リットル、血漿製剤二十七万リットル、血小板製剤十七万リットルであり、それぞれ〇・〇二万リットル、五十四万リットル、二十七万リットル、十七万リットルが製造される見込みである。</p> <p>さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成二十三年度には、全血採血による百四十五万リットル及び成分採血による六十二万リットル（血漿採血二十七万リットル及び血小板採血三十五万リットル）の計二百七万リットルの血液を献血により確保する必要がある。</p> <p>第二 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成二十</p>	<p>平成二十二年度の献血の推進に関する計画</p> <p>本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十條第一項の規定に基づき定める平成二十二年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第三百二十六号）に基づくものである。</p> <p>第一 平成二十二年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <p>平成二十二年度に必要なと見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤〇・〇二万リットル、赤血球製剤五十一万リットル、血漿製剤二十六万リットル、血小板製剤十六万リットルであり、それぞれ〇・〇二万リットル、五十二万リットル、二十六万リットル、十六万リットルが製造される見込みである。</p> <p>さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成二十二年度には、全血採血による百三十九万リットル及び成分採血による六十三万リットル（血漿採血三十万リットル及び血小板採血三十三万リットル）の計二百二万リットルの血液を献血により確保する必要がある。</p> <p>第二 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成二十</p>

三年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

一 献血に関する普及啓発活動の実施

(略)

都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、対象となる年齢層や地域の実情に応じた啓発、献血推進組織の育成等を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。

(略)

国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、病気や怪我のために輸血を受けた患者や、その家族の声を伝えること等により、血液製剤がこれが必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血や血液製剤についての普及啓発を実施し、又はこれに協力することが必要である。また、少子高齢化の進行による血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。さらに、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、平成二十二年一

二年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

一 献血に関する普及啓発活動の実施

(略)

都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、対象となる年齢層や地域の実情に応じた啓発及び献血推進組織の育成等を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。

(略)

国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、血液製剤がこれが必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血や血液製剤についての普及啓発を実施し、又はこれに協力するとともに、少子高齢化の進行による血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生に伴う献血制限等の献血をめぐる環境の変化、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。また、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、平成二十二年一

月二十七日に実施された英国滞在歴による献血制限の見直し及び平成二十三年四月一日に施行される採血基準の改正について、国民に対して十分に広報を行い、献血への協力を求める必要がある。

(略)

1 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

(略)

ア 若年層を対象とした対策

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、若年層の献血や血液製剤に関する理解の促進及び献血液験の促進に組織的に取り組む。また、若年層への啓発には、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、同世代からの働きかけや、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用する等、効果的な取組が必要である。特に十代層への啓発には、採血基準の改正により、男性に限り四〇〇ミリリットル全血採血が十七歳から可能となること等について情報を伝え、献血者の協力を得る。さらに、子が幼少期にある親子に対し、血液の大切さや助け合いの心について、親子向けの雑誌等の広報手段や血液センター等を活用して啓発を行うとともに、親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、地域の特性に応じて採血所に託児体制を確保する等、親子が献血に触れ合う機会を設ける。

月二十七日に実施された英国滞在歴による献血制限の見直し及び平成二十三年四月一日に施行される採血基準の改正について、国民に対して広報を十分行い、献血への協力を求める必要がある。

(略)

1 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

(略)

ア 若年層を対象とした対策

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、若年層の献血や血液製剤に関する理解の促進及び献血液験の促進に組織的に取り組む。若年層への啓発には、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用する等、効果的な取組が必要である。子が幼少期にある親子に対し、血液の大切さや助け合いの心について、親子向けの雑誌等の広報手段や血液センター等を活用して啓発を行うとともに、親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、地域の特性に応じて採血所に託児体制を確保する等、親子が献血に触れ合う機会を設ける。

(略)

採血事業者は、その人材や施設を活用し、若年層へ献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。

(略)

イ 五十～六十歳代を対象とした対策

国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、年齢別人口に占める献血者の率が低い傾向にある五十～六十歳代の層に対し、血液製剤の利用実態や献血可能年齢等について正確な情報を伝え、相互扶助の観点からの啓発を行い、献血者の増加を図る。また、血小板成分採血について、採血基準の改正により、男性に限り六十九歳まで（六十五歳から六十九歳までの者については、六十歳から六十四歳までの間に献血の経験がある者に限る。）可能なことについて情報を伝え、献血者の確保を図る。

ウ及びエ (略)

オ 献血推進キャンペーン等の実施

国は、献血量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある四〇〇ミリリットル全血採血並びに成分採血の推進及び普及のため、都道府県及び採血事業者とともに、七月に「愛の血液助け合い運動」を、一月及び二月に「はたちの献血」キャンペーンを実施す

(略)

採血事業者は、その人材や施設を活用し、若年層へ献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明する「献血出前講座」や血液センター等での体験学習を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村及び献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。

(略)

イ 五十～六十歳代を対象とした対策

国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、年齢別人口に占める献血者の率が低い傾向にある五十～六十歳代の層に対し、血液製剤の利用実態や献血可能年齢等について正確な情報を伝え、相互扶助の観点からの啓発を行い、献血者の増加を図る。

ウ及びエ (略)

オ 献血推進キャンペーン等の実施

国は、献血量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある四〇〇ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、都道府県及び採血事業者とともに、七月に「愛の血液助け合い運動」を、一月及び二月に「はたちの献血」キャンペーンを実施す

するほか、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。

都道府県、市町村及び採血事業者においても、これらの献血推進活動を実施することが重要である。また、市町村においては、地域における催物の機会等を活用する等、積極的に取り組むことが望ましい。

2から5 (略)

二 献血者が安心して献血できる環境の整備

(略)

採血事業者は、特に初回献血者が抱えている不安等を払拭するため、採血の手順や採血後の過ごし方等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図る。

(略)

第三 その他献血の推進に関する重要事項

一 献血の推進に際し、考慮すべき事項

1 血液検査による健康管理サービスの充実

採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低色素により献血ができなかった献血申込者に対して、栄養士による健康相談を実施し、献血者の増加を図る。

るほか、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。

都道府県、市町村及び採血事業者は、これらの献血推進活動を実施することが重要である。

2から5 (略)

二 献血者が安心して献血できる環境の整備

(略)

(略)

第三 その他献血の推進に関する重要事項

一 献血の推進に際し、考慮すべき事項

1 血液検査による健康管理サービスの充実

採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低比重により献血ができなかった献血申込者に対して栄養士による健康相談を実施し、献血者の増加を図る。

2及び3 (略)	4 採血基準の在り方の検討
<p>国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しの検討を行う。</p>	5 (略)
6 二〇〇ミリリットル全血採血の在り方の検討	<p>国は、二〇〇ミリリットル全血採血の在り方について、医療機関における使用実態等を踏まえ、検討を行う。</p>
二 (略)	三 (略)
四 (略)	

2及び3 (略)	4 採血基準の在り方の検討
<p>国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを行う。</p>	5 (略)
二 (略)	三 (略)
四 (略)	